

投資顧問契約書（ライト会員）

（この書面は、金融商品取引法第37条の4の規定によりお客様にお渡しする「契約締結時の書面」と投資顧問契約書を兼用しています。）

商号又は氏名 _____ 様

商号 株式会社TODOKERU

住所 〒176-0012

東京都練馬区豊玉北5-1-14

ゴールドコート豊玉305

TEL 03-5946-9235

－契約にあたってのご注意－

1. 禁止行為

当社は、当社が行う投資助言業務に関して、次のことが法律で禁止されています。

- ① 顧客を相手方として又は顧客のために以下の行為を行うこと
 - 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引
 - 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理
 - 次に記載する取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理
 - ・ 取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引
 - ・ 外国金融市場における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引
 - 店頭デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎもしくは代理
- ② 当社が、いかなる名目によるかを問わず、顧客から金銭、有価証券の預託を受け、又は当社と密接な関係にある者に顧客の金銭、有価証券を預託させること
- ③ 顧客への金銭、有価証券の貸付け、又は顧客への第三者による金銭、有価証券の貸付けの媒介、取次ぎ、代理を行うこと

2. 顧客の債権の優先弁済権

当社と投資顧問契約を締結しているお客様は、その投資顧問契約により生じた債権に関し、当社が法に基づき差し入れている営業保証金について、他の債権者に優先して弁済を受けることができます。

3. 契約の解除について

(1) この契約では、クーリング・オフが適用され、その取扱いは以下のとおりです。

- ① お客様は、本契約書を受領した日から起算して10日を経過するまでの間、書面又は電磁的記録により投資顧問契約の解除を行うことができます。

電磁的記録により契約を解除する場合は、電子メールにより行ってください。

電子メールアドレス：info@ia-todokeru.com

- ② 契約の解除日は、書面の場合はお客様がその書面を発した日となります。

- ③ 契約の解除に伴う報酬の払戻しは、次のとおりとなります。

- ・ 投資顧問契約に基づく助言を行っていない場合：投資顧問契約締結のために通常要する費用（封筒代、通信費等）相当額をいただきます。
- ・ 投資顧問契約に基づく助言を行っている場合：日割り計算した報酬額（契約期間に対応する報酬額÷契約期間の総日数×契約締結時の書面を受け取った日から解除日までの日数。ただし、社会通念上妥当であると認められる分のみ。）をいただきます。この場合、契約期間に対応する報酬額を契約期間の総日数で除した金額について生じた一円未満の端数は切り捨てます。報酬の前払いがあるときは、これらの金額を差し引いた残額をお返しいたします。なお、入会金をお支払いいただいた場合は、全額お返しいたします。契約解除に伴う損害賠償、違約金はいただきません。

(2) クーリング・オフ期間経過後の契約の解除

- ① クーリング・オフ期間経過後は、契約を解除しようとする日の1か月前までの書面又は電磁的記録による意思表示により契約を解除できます。契約解除の場合は、解除までの期間に相当する報酬額として日割り計算した額をいただきます。報酬の前払いがあるときは、これらの金額を差し引いた残額をお返しいたします。お支払いいただいた入会金はお返しいたしません。

4. 投資助言サービスのプランについて

当社の投資助言サービスには、富裕層・法人向けのプレミアム会員と資産形成層向けのライト会員（以下プレミアム会員とライト会員合わせて「契約プラン」と総称します。）の2種類の会員区分がございます。お客様には、プレミアム会員とライト会員のいずれか一方の会員をご選択いただきます。プレミアム会員の場合は契約資産額（当社が投資助言を行うお客様の資産のうち、投資助言の契約資産額の計算対象とすることにお客様と当社が合意した証券口座における預け資産額をいいます。以下同じ。）の合計額を2,000万円以上としていただく必要がございます。ただし、他のお客様からのご紹介がある場合その他の当社が特に認める場合は、契約資産額の合計額が2,000万円未満であっても、投資顧問契約を締結できるものといたします。

5. 契約プラン変更について

契約プランの変更については、契約更新時に見直しを行います。契約期間中の契約プラン変更については、ライト会員からプレミアム会員への変更についてのみ、お客様からのお申出があり、当社がその自由な裁量によりこれに応じる場合に変更を行うものとします。なお、契約期間中に契約プランの変更を行う場合、契約プラン変更日までの当初の契約プランに基づく助言報酬の返金は行わないものとし、また、変更後の契約プランに基づく助言報酬について、契約プラン変更日の翌日から当初の契約期間満了日までの日割り計算した額を、お客様から追加でお支払いただきます。契約更新時にプレミアム会員からライト会員に変更する場合や、プレミアム会員を解約後30日以内にライト会員に変更する場合は入会金は発生しません。計算式は、次のとおりとします。

- ライト会員からプレミアム会員への変更の場合の計算式
(プレミアム会員の対象となる契約資産額×年率3.3% (税込) × a/365) - (ライト会員年額報酬×b/365)
 - ※ a=契約変更日の翌日から当初の契約期間満了日までの日数
 - ※ b=契約締結日から契約変更日までの日数
 - ※ 閏年に関係なく1年間は365日計算とする

- プレミアム会員からライト会員への変更について
契約更新時以外の見直しは行っておりません。

_____ 様（以下「甲」という。）と株式会社TODOKERU（以下「乙」という。）とは、甲が乙に対価を支払って、乙から継続的に投資助言サービスを受けることに関し、次の投資顧問契約（以下「本投資顧問契約」という。）を締結した。

（投資顧問契約の締結）

第1条 甲は、自己の投資資産の運用に関し、乙から継続的に有用な情報の供与を受けることを乙に申し入れ、乙は法令の規定及び本投資顧問契約の本旨に従い、甲のため忠実に投資助言サービスを行うことを承諾した。

（助言の内容及び方法）

第2条 乙は、国内の有価証券等の価値等又はこれらの価値等の分析に基づく投資判断に関し、甲に対して下記の方法により助言を行うものとする。

- (1) 現状想定されるリスクを中心とした相場の解説（全顧客に対して共通の内容のもの）と、甲が助言をした銘柄の分析内容をレポート形式にて週に2回程度メール

又はLINEにて配信する。また、重要イベント（例えば、FOMC・ECB・日銀金融政策決定会合等の金融政策に関わる会合、米国雇用統計、企業決算、消費者物価指数など経済指数の発表、各国選挙、各国要人の発言、各国の政策の転換等）の発生時にも、随時配信（全顧客に対して共通の内容のもの）を行う。

- (2) 上記①で配信又は交付したレポートを軸に独自の分析に基づいた推奨銘柄の売買を、メール又はLINEにて配信する。相場の状況に応じて推奨銘柄の選定を行うため、毎月決まった銘柄数を助言するなどの制限は設けない。
- (3) 提供した推奨銘柄に関する顧客からの質問については、電子メールまたはLINEで個別に対応する(メール等のみ)。
- (4) その他の個別銘柄に関する質問や相談は、ホームページのお問い合わせフォーム、電子メールまたはLINEで承り、1銘柄につき別途報酬が発生する。回答は、電話、電子メール、LINEのいずれかの方法により行う。また、セカンドオピニオンサービスとして他社資産の分析や相談等についてはタイムチャージ制で別途報酬が発生する。方法は、原則オンライン面談にて行うが、顧客より指定等がある場合には、メール、LINE、対面のいずれかの方法により行う。

2 この投資助言サービスを提供する乙の担当者及び乙への連絡方法は、次のとおりとする。

分析等の業務を行う者	下田 祐樹
助言の業務を行う者	下田 祐樹
乙への連絡方法	
電話番号	03-5946-9235
電子メールアドレス	info@ia-todokeru.com
公式LINE	https://lin.ee/6Kn6jsf

(秘密の保持)

第3条 乙は、本投資顧問契約に関連して知りえた甲の財産状況その他の事情については、秘密を厳守する。

2 甲は、投資助言サービスの内容を第三者に洩らし、又は乙の承諾なくして乙の投資助言サービスを第三者と共有してはならない。

(報酬の額及び支払いの時期)

第4条 本投資顧問契約により甲が支払う報酬の額は入会金として20,000円(税込)、投資顧問料として年間132,000円(税込)とする。

2 支払いの方法は、次のとおりとする。

ライト会員の投資助言報酬は、入会金2万円、年額13万2,000円(税込)とする。甲は、乙に対して、本投資顧問契約の締結日及び更新日の10日後まで（該当日が銀行休業日の場合は、その翌営業日）に1年分の報酬を支払うものとする。また、推奨銘柄以外の個別銘柄に関する質問は1銘柄につき別途5,500円（税込）支払うものとする。その他、他社資産の分析や相談については、タイムチャージ制として1時間につき別途22,000円（税込）を支払うものとする。

支払い方法は、乙指定のクレジットカード決済又は甲が乙指定の下記いずれかの銀行口座宛てに振り込む方法とする（振込手数料は甲負担とする）。

記

振込先1：三井住友銀行（0009） 支店名：練馬支店（064）
口座種別：普通預金口座
口座番号：7300858 口座名：カ）トドケル

振込先2：住信SBI銀行（0038） 支店名：法人第一支店（106）
口座種別：普通預金口座
口座番号：1901833 口座名：カ）トドケル

（運用の責任等）

第5条 投資資産の運用は、甲の意思に基づき、甲により行われるものであり、乙の助言は甲を拘束するものではない。

2 乙は、甲の投資資産における運用の結果生じた損害の全部若しくは一部の負担、又は甲に対する特別の利益の提供は行わないものとする。

3 甲が、有価証券等の注文執行を誤発注した際、乙は一切責任を負わないものとする。

（契約期間）

第6条 本投資顧問契約に基づく契約期間は、次のとおりとする。

_____年_____月_____日（契約成立日） ～ _____年_____月_____日

なお、契約期間満了日の1か月前までに甲から解約の申出が無い場合は、本投資顧問契約は同一条件で1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

(乙による任意解除権)

第7条 乙は、甲に関して乙が実施する取引審査及び取引時確認（犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）第4条第6項に定義されるものをいう。）の結果、甲に対する投資助言サービスの提供が適切でないと乙が合理的に認めた場合、甲に対する何らの催告を要せずして、本投資顧問契約を解除することができる。

2 前項に基づき本投資顧問契約が終了した場合、乙は、本投資顧問契約に基づき甲から受領済みの報酬を遅滞なく甲に返還するものとする。

(反社会的勢力等の排除)

第8条 甲及び乙は、自己又は自己の代理人が、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」という。）
- (2) 暴力団員等が経営を支配し、又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (3) 不当に暴力団員等を利用してしていると認められる関係を有すること
- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (5) その他暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2 甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約する。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて乙の信用を毀損し、又は乙の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

3 甲又は乙は、相手方が次のいずれかに該当した場合には、何らの催告を要せずして、本投資顧問契約を解除することができる。

- (1) 第1項各号の表明が事実と反することが判明したとき
- (2) 第1項各号の確約に反して、同項各号のいずれかに該当したとき

(3) 前項各号の確約に反して、同項各号のいずれかに該当する行為を行ったとき

4 前項の規定により本投資顧問契約が解除された場合には、解除された者は、その相手方に対し、解除により生じた損害を賠償しなければならない。また、解除された者は、解除による損害について、その相手方に対し何らの請求もすることができない。

(契約書の事項の変更)

第9条 本投資顧問契約書に記載した事項を変更する必要があるときは、甲乙協議して投資顧問契約の変更契約書を作成、締結するものとする。

(契約外事項の協議)

第10条 本投資顧問契約に定めのない事項又は本投資顧問契約に定めた事項に関して疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(準拠法・合意管轄)

第11条 本投資顧問契約は、日本法に準拠し、これに従って解釈される。

2 本投資顧問契約に関して紛争が生じた場合、訴額に応じて、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所をもって、第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

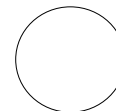
(契約外事項の協議)

第12条 本投資顧問契約に定めのない事項又は本投資顧問契約に定めた事項に関して疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

本投資顧問契約締結の証として、この証書2通を作成し、甲乙各自1通を保有する。

甲

ご捺印



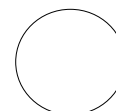
乙

〒176-0012

東京都練馬区豊玉北5丁目1-14 ゴールドコート豊玉305

株式会社 TODOKERU

代表取締役 下田 祐樹



【社用欄】

受入方法	受入日	受付者	管理者印
<input type="checkbox"/> 面談 (場所:) <input type="checkbox"/> 郵送	年 月 日		

保存7年間